

宮城県放射性物質低減のための原木きのこ（露地栽培） 栽培管理事務取扱要領

（目的）

第1 この要領は、宮城県放射性物質低減のための原木きのこ（露地栽培）栽培管理実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく、栽培管理の実施に関する事務について必要な事項を定める。

（栽培管理実施確認調査の実施）

第2 要綱第6第3項に規定する調査は、所管する地方振興事務所及び地方振興事務所地域事務所（以下「県事務所」という）の職員が行う。

- 2 調査する者は、厳正かつ公平に調査を行わなければならない。
- 3 調査は、書類調査及び現地調査により行うものとし、各栽培管理実施生産者（以下「生産者」という。）ごとに実施した事業内容について確認するものとする。
- 4 書類調査は、次の事項を調査し、報告内容が要綱の規定に適合しているかどうかを確認するものとする。

- （1）要綱別紙様式チェックシート（取組事項の必須行程及びその他行程の実施確認）
- （2）要綱別紙様式記録シート①（ロット管理，原木・ほだ木の管理，きのこの管理の確認）
- （3）要綱別紙様式記録シート③（栽培管理経費記録の確認）
- （4）要綱別紙様式作業日誌（作業内容の確認）
- （5）その他要綱の規定に照らし必要な事項

5 現地調査は、次の各号により行い、施行状況が報告内容に合致しているかどうか、要綱の規定に適合しているかどうかを確認するものとする。

- （1）ほだ場ごとのロット管理状況の確認
ほだ場の状況が記録シート①に示された内容と合致するか、確認を行うものとする。

- （2）施設等の管理状況
施設等の管理状況が書類内容と合致するか確認を行うものとする。

6 調査時における、調査状況（ほだ場（ロットごと）、施設等）の写真を撮影し、調査調書に添付しておくものとする。

7 県事務所は、確認調査実施後、別紙様式第1号により確認調査復命書を作成する。

8 県事務所は、要綱第6第3項または第4項及び要綱第13に基づく通知をしたときは、次に掲げる書類を添えて県林業振興課に報告する。

- （1）栽培管理実施報告書（要綱様式第2号）の写し
- （2）栽培管理実施確認通知書（様式第1号）の写し
- （3）確認調査復命書（別紙様式第1号）
- （4）確認調査調書（別紙様式第2号）
- （5）前項に定める写真

（通知等の様式）

第3 要綱第6から第15までの規定に基づく通知等の様式は別表のとおりとする。

（その他）

第4 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成26年1月21日から施行するものとする。

【改定】 平成26年9月10日

別表

区分	様式
(要綱第6第3項, 4項, 第13第1項関係) 栽培管理実施確認通知	様式第1号
(要綱第9第6項関係) 出荷制限の一部解除通知	様式第2号
(要綱第10, 第12関係) 生産者の認証登録通知	様式第3号
(要綱第14関係) 生産者の認証登録取消通知	様式第4号
(要綱第15関係) 生産者の認証登録削除通知	様式第5号

放射性物質低減のための原木きのこ（露地栽培）
栽培管理実施確認通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県 地方振興事務所（地域事務所）長 印

年 月 日付けで報告のありましたこのことについては、宮城県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要綱の規定に基づき、適切に栽培管理が実施されたことを認めます。※1（下記の理由により、適切に栽培管理が実施されたとは、認められませんので、県の指導により栽培管理の改善を行って下さい。）

※2（なお、出荷再開を希望する場合は要綱様式第2号により、栽培管理生産者認証登録申請書を所管する市町村へ提出願います。）

記

（注）

- ※1 要綱第6第4項による通知の場合に記載する。
- ※2 要綱第9第4項による通知の場合に記載する。

様式第2号 出荷制限の一部解除通知様式

林振第 号
年 月 日

殿

宮城県知事

印

福島第一原子力発電所事故に伴う 出荷制限の一部解除について
(通知)

このことについて、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づき、別添のとおり指示がありましたのでお知らせします。

記

放射性物質低減のための原木きのこ（露地栽培）
栽培管理生産者認証登録通知書
※（認証登録生産者の出荷再開承認通知書）

林振第 号
年 月 日

殿

宮城県知事

印

年 月 日で申請のありましたこのことについては、宮城県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要綱第10（第12）の規定に基づき、認証することと決定しました
※（出荷の再開を承認します）ので通知します。

記

1 認証登録番号

2 留意事項

- (1) 生産物の出荷にあたっては、生産物の販売単位ごとに別紙表示票を貼付すること。
- (2) 栽培管理を行った場所以外で生産されたものを出荷しないこと。
- (3) 各年ごとに一連の栽培管理工程が終了した時点で栽培管理実施報告書を市町村へ提出すること。
- (4) 各年ごとに出荷・販売が終了した時点で出荷・販売管理実施報告書を市町村へ提出すること。
- (5) その他要綱に基づき、適切に栽培及び出荷管理を行うこと。

※（認証登録生産者の新たなロットの出荷再開を承認する場合に適用）

様式第4号 認証取消通知様式

放射性物質低減のための原木きのこ（露地栽培）
栽培管理生産者認証取消通知書

林振第 号
年 月 日

殿

宮城県知事

印

年 月 日付けによる の認証については、宮城県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要綱第14の規定に基づき、下記理由により取り消します。

記

放射性物質低減のための原木きのこ（露地栽培）
栽培管理生産者認証登録削除通知書

林振第 号
年 月 日

殿

宮城県知事

印

年 月 日で申請のありましたこのことについては、宮城県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要綱第15の規定に基づき、認証登録を削除しましたので通知します。

記

1 削除した認証登録番号

(別紙様式1)

宮城県放射性物質低減のための原木きのこ（露地栽培） 栽培管理実施確認調査復命書

年 月 日

宮城県 地方振興（地域）事務所長 殿

調査員

所属

職・氏名

印

下記のとおり確認調査を実施したので復命します。

記

- 1 市町村名
- 2 生産者名
- 3 実施内容 別添調書のとおり
- 4 実施日時 年 月 日（ ）
- 5 調査の方法 書類の調査・現地調査
- 6 立会者
- 7 調査結果

